第五十九条の三及び第五十九条の七中「有価証券の」を「有価証券若しくは暗号資産の」に、「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産又は」に改める。

第七十二条第一項第二号中「第二十八条第八項」を「第二十八条第十項」に改め、同項第三号イ中「第二条第十一項第一号」を「第二条第十一項第一号イ」に改め、同号ハ中「第二十八条第八項第三号」を「第二十八条第十項第三号」に改め、同号ニ中「第二条第十一項第三号」を「第二条第十一項第一号ハ」に改める。

第九十五条の五中「有価証券の」を「有価証券若しくは暗号資産の」に、「有価証券又は」を「有価証券若しくは暗号資産又は」に改める。

（信託業法の一部改正）

第六十七条　信託業法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第六号中「第二条第三十項」を「第二条第二十六項」に改める。

第二十四条の二中「兼業」を「兼業の範囲、暗号資産取引業を行う者の業務」に、「書面の交付」を「通知」に、「特定投資家向け有価証券」を「特定投資家等向け有価証券」に改める。

第五十一条第九項中「第二条第十一項」を「第二条第十一項第一号」に改める。

（会社法の一部改正）

第六十八条　会社法の一部を次のように改正する。

第三百三十一条第一項第三号中「第四号の二」を「第四号の三」に、「第十号の三」を「第十号の六」に、「第十五号」を「第十九号」に、「第二十号若しくは第二十一号」を「第十二号の五から第十二号の十まで若しくは第二十号から第二十三号まで」に、「第十九号若しくは第二十号」を「第六号の九から第六号の十二まで若しくは第十九号から第二十一号まで」に改める。

第九百四十三条第一号中「、第六十二条の二十五第七項及び第六十三条の二十第七項」を「及び第六十二条の二十五第七項」に改める。

（会社法の一部改正に伴う経過措置）

第六十九条　前条の規定による改正後の会社法第九百四十三条の規定の適用については、旧資金決済法第六十三条の二十第七項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反し、刑に処せられた者は、新金融商品取引法第五十条の二第十項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

（郵政民営化法の一部改正）

第七十条　郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第八十五条第一項中「第六十六条の二第一項第四号」を「第六十六条の四第五号」に改め、同条第二項中「第二条第十一項」を「第二条第十一項第一号」に、「第四号に」を「二に」に、「第一号又は第三号」を「イ又はハ」に改める。

（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第七十一条　郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

附則第六十八条第一項中「第六十六条の二第一項第四号」を「第六十六条の四第五号」に改め、同条第二項中「第二条第十一項」を「第二条第十一項第一号」に、「第四号に」を「二に」に、「第一号又は第三号」を「イ又はハ」に改める。

（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第七十二条　証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第一項中「第五十二条第一項第七号又は第十一号」を「第五十二条第一項第八号又は第十二号」に改める。

第五十二条第一項、第五十九条第一項、第七十九条第一項及び第百五十七条第一項中「第五十二条第一項第七号」を「第五十二条第一項第八号」に改める。

（犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正）

第七十三条　犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二十一号中「金融商品取引業者」の下に「（第三十二号において単に「金融商品取引業者」という。）であって、同条第八項に規定する金融商品取引業（同法第二十八条第五項に規定する暗号資産取引業（同号及び第十条の四において単に「暗号資産取引業」という。）を除く。）を行うもの」を加え、同項第三十二号を次のように改める。

三十二　金融商品取引業者であって、暗号資産取引業を行うもの

第十条の四の見出しを「（外国所在暗号資産取引業者との契約締結の際の確認）」に改め、同条中「「暗号資産交換業者」を「暗号資産取引業者」に、「外国所在暗号資産交換業者（」を「外国所在暗号資産取引業者（」に、「暗号資産交換業（資金決済に関する法律第二条第十五項に規定する暗号資産交換業をいう。）」を「暗号資産取引業」に、「同法第二条第十四項」を「金融商品取引法第二条第四十九項」に、「第二条第十五項に規定する暗号資産の交換等」を「第二条第八項第十八号又は第十九号に掲げる行為」に、「外国所在暗号資産交換業者に」を「外国所在暗号資産取引業者に」に改め、同条各号中「外国所在暗号資産交換業者」を「外国所在暗号資産取引業者」に改める。

第十条の五第一項中「暗号資産交換業者は」を「暗号資産取引業者は」に、「他の暗号資産交換業者」を「、他の暗号資産取引業者」に、「外国暗号資産取引業者」を「外国暗号資産取引業者」に、「資金決済に関する法律第二条第十七項」を「金融商品取引法第六十二条の二」に、「他の暗号資産交換業者等」を「他の暗号資産取引業者等」に改め、同条第二項中「暗号資産取引業者は」に、「他の暗号資産交換業者等」を「他の暗号資産取引業者等」に改める。

第十九条の二第六号中「暗号資産交換業者」を「暗号資産取引業者」に、「資金決済に関する法律第二条第十五項各号」を「金融商品取引法第二条第八項第十八号、第十九号、第二十三号（同項第十八号及び第十九号に係る部分に限る。）又は第二十四号」に、「暗号資産交換契約」を「暗号資産取引契約」に改める。

第十九条の三第一号中「暗号資産交換用情報」を「暗号資産取引用情報」に改める。

第二十二条第二項第三号中「暗号資産交換業者」を「暗号資産取引業者」に改める。

第三十一条第一項中「暗号資産交換業者」を「暗号資産取引業者」に、「暗号資産交換契約」を「暗号資産取引契約」に、「暗号資産交換用情報」を「暗号資産取引用情報」に改め、同条第二項中「暗号資産交換用情報」を「暗号資産取引用情報」に改める。

第三十四条の次に次の一条を加える。

第三十四条の二　正当な理由がなく、第三十七条において準用する金融商品取引法第二百十一条第一項の規定による電磁的記録提供命令又は同条第三項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

第三十六条第二項中「前条」を「前二条」に、「同条の刑」を「各本条の罰金刑」に改める。

（犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

第七十五条　施行日が犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日前である場合には、同日の前日までの間における犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十一条第一項及び第三十二条第四項第一号ホの規定の適用については、同法第三十一条第一項中「資金決済に関する法律第二条第十五項各号」とあるのは「金融商品取引法第二条第八項第十八号、第十九号、第二十三号（同項第十八号及び第十九号に係る部分に限る。）又は第二十四号」と、同号ホ中「暗号資産交換業者」とあるのは「暗号資産取引業者」と、「暗号資産交換契約」とあるのは「暗号資産取引契約」とする。

附則第百五十五条第一項、第百七十四条第一項及び第二百十二条第一項中「第五十二条第一項第七号」を「第五十二条第一項第八号」に改める。

附則第二十五条第二項中「新金融商品取引法第二十八条第八項」を「金融商品取引法第二十八条第十項」に改め、「。以下同じ」を削る。

附則第四十三条第一項中「第五十二条第一項第七号又は第十一号」を「第五十二条第一項第八号又は第十二号」に改める。

附則第百五十五条第一項、第百七十四条第一項及び第二百十二条第一項中「第五十二条第一項第八号」に改める。